

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」新旧

新	旧
国自安第 75号	国自安第 75号
国自貨第 79号	国自貨第 79号
国自整第 69号	国自整第 69号
平成 21 年 9 月 29 日	平成 21 年 9 月 29 日
一部改正 平成 21 年 11 月 20 日	一部改正 平成 21 年 11 月 20 日
一部改正 平成 22 年 12 月 15 日	一部改正 平成 22 年 12 月 15 日
一部改正 平成 23 年 3 月 31 日	一部改正 平成 23 年 3 月 31 日
一部改正 平成 24 年 3 月 28 日	一部改正 平成 24 年 3 月 28 日
一部改正 平成 25 年 9 月 17 日	一部改正 平成 25 年 9 月 17 日
一部改正 平成 26 年 3 月 4 日	一部改正 平成 26 年 3 月 4 日
一部改正 平成 26 年 12 月 25 日	一部改正 平成 26 年 12 月 25 日
一部改正 平成 29 年 1 月 13 日	一部改正 平成 29 年 1 月 13 日
一部改正 平成 30 年 3 月 30 日	一部改正 平成 30 年 3 月 30 日
一部改正 令和元年 10 月 31 日	一部改正 令和元年 10 月 31 日
一部改正 令和 2 年 11 月 18 日	一部改正 令和 2 年 11 月 18 日
一部改正 令和 3 年 5 月 28 日	一部改正 令和 3 年 5 月 28 日
一部改正 令和 5 年 9 月 29 日	一部改正 令和 5 年 9 月 29 日
一部改正 令和 6 年 9 月 19 日	一部改正 令和 6 年 9 月 19 日
<u>一部改正 令和 7 年 2 月 28 日</u>	
各地方運輸局自動車交通部長 殿	各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿	関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿	各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿	沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車交通局安全政策課長
自動車交通局貨物課長
自動車交通局技術安全部整備課長

貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び
日車数等について

記

- 1 (1) (略)
 - (2) (略)
 - ① 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）
第8条第2項、[第14条](#)第3項若しくは第7項、[第22条](#)、[第26条](#)第
4項若しくは[第27条](#)又は道路運送法（昭和26年法律第183号。以
下「運送法」という。）第84条第1項の規定による命令違反
 - ② 法[第28条](#)第1項又は第2項の違反
 - ③ (略)
 - (3) (略)
- 2～4 (略)
- 5 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反（法[第15条](#)第1項から第4項まで、
[第16条](#)第1項又は[第20条](#)第2項若しくは第3項の規定に係る違反行為をい
う。以下同じ。）に伴い引き起こした事故（自動車事故報告規則（昭和26年運
輸省令第104号）第2条に規定する事故をいう。以下同じ。）の内容が次のい
ずれかに該当する場合には、局長通達5（8）から（12）までに該当する場合を
除き、3及び4の規定による日車数等を加重することができる。

自動車交通局安全政策課長
自動車交通局貨物課長
自動車交通局技術安全部整備課長

貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び
日車数等について

記

- 1 (1) (略)
 - (2) (略)
 - ① 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）
第8条第2項、[第16条](#)第3項若しくは第7項、[第23条](#)、[第25条](#)第
4項若しくは[第26条](#)又は道路運送法（昭和26年法律第183号。以
下「運送法」という。）第84条第1項の規定による命令違反
 - ② 法[第27条](#)第1項又は第2項の違反
 - ③ (略)
 - (3) (略)
- 2～4 (略)
- 5 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反（法[第17条](#)第1項から第4項まで、
[第18条](#)第1項又は[第22条](#)第2項若しくは第3項の規定に係る違反行為をい
う。以下同じ。）に伴い引き起こした事故（自動車事故報告規則（昭和26年運
輸省令第104号）第2条に規定する事故をいう。以下同じ。）の内容が次のい
ずれかに該当する場合には、局長通達5（8）から（12）までに該当する場合を
除き、3及び4の規定による日車数等を加重することができる。

① ～③ (略)

6 5により日車数等の加重を行う場合は、日車数についてはその2倍を上回らない日車数に、勧告については警告に、警告については10日車に加重するものとする。ただし、局長通達1(5)の貨物自動車運送事業関係行政処分審査委員会の議を経た後、本省物流・自動車局安全政策課及び貨物流通事業課に稟伺した場合は、この限りではない。

7～10 (略)

附 則 (略)

附 則 (令和7年2月28日 国自貨第679号、国自安第170号、国自整第236号)

- 1 この通達は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとする。
- 3 この通達記3中の別表、違反行為欄中の適用条項中の貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項の規定は、令和7年3月31日以前に貨物自動車運送事業法第36条第1項の規定による届出を行った貨物軽自動車運送事業者については、令和10年4月1日以降に違反行為があったものについて適用するものとする。
- 4 この通達記3中の別表、違反行為欄中の適用条項中の貨物自動車運送事業法第36条の2第1項～第3項の規定は、令和7年3月31日以前に貨物自動車運送事業法第36条第1項の規定による届出を行った貨物軽自動車運送事業者については、令和9年4月1日以降に違反行為があったものについて適用するものとする。

①～③ (略)

6 5により日車数等の加重を行う場合は、日車数についてはその2倍を上回らない日車数に、勧告については警告に、警告については10日車に加重するものとする。ただし、局長通達1(5)の貨物自動車運送事業関係行政処分審査委員会の議を経た後、本省自動車局安全政策課及び貨物課に稟伺した場合は、この限りではない。

7～10 (略)

附 則 (略)

(新設)

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について 別表」新旧対照表

新					旧				
別表	違 反 行 為	基準日車等		備 考	別表	違 反 行 為	基準日車等		備 考
		初違反	再 違 反				初違反	再 違 反	
法第12条第1項	運送契約締結時の書面交付義務違反				(新設)				
施行規則第13条の3第3項	1 書面の交付 ① 交付なし5件以下 ② 交付なし6件以上15件以下 ③ 交付なし16件以上 2 記載事項等の不備 3 交付書面の写しの保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	警告 10日車 20日車 警告	10日車 20日車 40日車 10日車						
法第14条第1項	安全管理規程の設定・届出違反				法第16条第1項	安全管理規程の設定・届出違反			
法第14条第2項 貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」という。)第2条の5	安全管理規程の基準適合違反(規程が基準不適合)	10日車	20日車		法第16条第2項 貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」という。)第2条の5	安全管理規程の必要事項設定違反(規程の内容不適切)	10日車	20日車	
法第14条第3項	安全管理規程の変更命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤イによる		法第16条第3項	安全管理規程の変更命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤イによる	
法第14条第4項	安全統括管理者の選任違反	20日車	40日車		法第16条第4項	安全統括管理者の選任違反	20日車	40日車	
法第14条第5項 安全規則第2条の7	安全統括管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出				法第16条第5項 安全規則第2条の7	安全統括管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出			
法第14条第6項	安全統括管理者の意見に対する尊重義務違反	10日車	20日車		法第16条第6項	安全統括管理者の意見に対する尊重義務違反	10日車	20日車	
法第14条第7項	安全統括管理者の解任命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤ウによる		法第16条第7項	安全統括管理者の解任命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤ウによる	
法第15条第1項第1号 安全規則第3条	過労運転の防止措置義務違反				法第17条第1項第1号	過労運転の防止措置義務違反			
第6項	1 疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(注1) ① 未受診者1名 ② 未受診者2名 ③ 未受診者3名以上	警告 20日車 15日車×未受診者数	10日車 40日車 30日車×未受診者数		第6項	1 疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(注1) ① 未受診者1名 ② 未受診者2名 ③ 未受診者3名以上	警告 20日車 40日車	10日車 40日車 80日車	
法第15条第1項第2号	事業用自動車の安全性の確保義務違反				法第17条第1項第2号	事業用自動車の安全性の確保義務違反			
法第15条第3項	過積載運送の引受け、指示等				法第17条第3項	過積載運送の引受け、指示等			
法第15条第4項 安全規則	その他輸送の安全を確保するための遵守事項違反				法第17条第4項 安全規則	その他輸送の安全を確保するための遵守事項違反			
第9条の6第1項	貨物軽自動車運転者等台帳 1 作成 ① 5名以下作成なし(全て作成なしを除く。) ② 6名以上作成なし(全て作成なしを除く。) ③ 全て作成なし 2 記載事項等の不備	警告 10日車 20日車 警告	10日車 20日車 40日車 10日車		(新設)				
第2項、第3項	貨物軽自動車運転者等台帳の保存義務違反	警告	10日車		(新設)				
法第16条第1項 安全規則第18条第1項	運行管理者の選任違反				法第18条第1項 安全規則第18条第1項	運行管理者の選任違反			
法第16条第3項 安全規則第19条	運行管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出				法第18条第3項 安全規則第19条	運行管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出			
法第20条第2項	運行管理者に対する権限付与義務違反	10日車	20日車		法第22条第2項	運行管理者に対する権限付与義務違反	10日車	20日車	
法第21条	輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止違反		実運送を行った事業者に適用される		法第22条の2	輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止違反		実運送を行った事業者に適用される	
法第22条	輸送の安全確保の命令違反(注)	60日車	局長通達6(1)⑤エによる		法第23条	輸送の安全確保の命令違反(注)	60日車	局長通達6(1)⑤エによる	
法第23条	自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反				法第24条	自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反			
法第23条の3	輸送の安全にかかわる情報の公表違反	警告	10日車		法第24条の3	輸送の安全にかかわる情報の公表違反	警告	10日車	
法第24条第2項	他の一般貨物自動車運送事業者の行う運送を利用する際の書面交付義務違反 1 書面の交付 ① 交付なし5件以下	警告	10日車		(新設)				

新

別表 適用条項	違反行為 事項	基準日車等		備考
		初違反	再違反	
施行規則第13条の7第3項	② 交付なし6件以上15件以下 ③ 交付なし16件以上 2 記載事項等の不備 3 交付書面の写しの保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	10日車 20日車 警告	20日車 40日車 10日車	
法第24条の2第1項	運送利用管理規程の作成・届出違反 1 未作成 2 届出に係るもの	20日車 警告	40日車 10日車	
法第24条の2第2項	運送利用管理規程の必要事項設定違反(規程の内容不適切)	10日車	20日車	
法第24条の3第1項	運送利用管理者の選任違反	20日車	40日車	
法第24条の3第3項	運送利用管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出 1 選任(解任)の未届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車	
法第24条の4第3項	運送利用管理者の意見に対する尊重義務違反	10日車	20日車	
法第24条の5第1項	実運送体制管理簿の作成義務違反 1 実運送体制管理簿の作成 ① 作成なし5件以下 ② 作成なし6件以上15件以下 ③ 作成なし16件以上 2 記載事項等の不備 3 実運送体制管理簿の備え置き ① 一部備え置きなし ② 全て備え置きなし	警告 10日車 20日車 警告	10日車 20日車 40日車 10日車	
法第24条の5第3項～第5項	実運送体制管理簿に係る通知義務違反	警告	10日車	
法第25条	事業の適確な遂行に係る遵守義務違反			
法第26条	公衆の利便の阻害行為等			
法第27条	事業改善の命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤力による	
法第28条第1項	名義貸し	局長通達5(1)⑥及び6(1)④による		
法第28条第2項	事業の貸渡し等	局長通達5(1)⑦及び6(1)④による		
法第36条の2第1項	貨物軽自動車安全管理者の選任違反 貨物軽自動車安全管理者選任なし		局長通達5(1)⑤による	
法第36条の2第2項 安全規則第33条の2	貨物軽自動車安全管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出 1 選任(解任)の未届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車	
法第36条の2第3項 安全規則第33条の3	貨物軽自動車安全管理者の講習受講義務違反	10日車	20日車	
法第60条第4項 施行規則第44条第1項第1号 第4号	検査拒否、虚偽の陳述等 運輸開始の未届出 法第8条第2項、第22条、第26条第4項、第27条の各命令を実施した旨の未届出	局長通達5(1)⑧及び6(1)④による 勧告 勧告	警告 警告	

旧

別表 適用条項	違反行為 事項	基準日車等		備考
		初違反	再違反	
				(新設)
法第24条の4	事業の適確な遂行に係る遵守義務違反			(新設)
法第25条	公衆の利便の阻害行為等			
法第26条	事業改善の命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤力による	
法第27条第1項	名義貸し	局長通達5(1)⑥及び6(1)④による		
法第27条第2項	事業の貸渡し等	局長通達5(1)⑦及び6(1)④による		
				(新設)
				(新設)
				(新設)
法第60条第4項 施行規則第44条第1項第1号 第4号	検査拒否、虚偽の陳述等 運輸開始の未届出 法第8条第2項、第23条、第25条第4項、第26条の各命令を実施した旨の未届出	局長通達5(1)⑧及び6(1)④による 勧告 勧告	警告 警告	